

氏 名	たけにしあこ 竹西亜古
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	論文博第 460 号
学位授与の日付	平成 16 年 1 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文題目	手続き的公正の意味と機能 ——社会的アイデンティティ要因による統合的研究——

論文調査委員 (主査) 教授 苅阪直行 教授 杉万俊夫 助教授 板倉昭二

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は手続き的公正の意味と機能の検討を通して、集団過程・対人過程の一端を明らかにしようとしたものである。手続き的公正とは、集団において、権威（リーダー）が成員に影響をおよぼす決定をなす際、その決定にいたる過程・手続きに対して、成員が抱く公正判断である。手続き的公正は、集団や組織などにおいて成員の内集団行動に影響を及ぼすことが知られている。

手続き的公正の理解には、意味と機能の両面からの検討が必要である。手続き的公正の意味とは、成員がどのように権威の手続きを査定するかという問題であり、手続き的公正の判断の基準とかわる。一方、手続き的公正の機能とは、権威の手続きに対する公正・不公正の判断が、成員の自己および社会行動に、どのような影響をおよぼすかという問題であり、公正判断が引き起こす社会的影響とかわる。本論文は、成員の社会的アイデンティティに注目することにより、従来個別に扱われてきたこれら 2 つの問題を、統合的に把握しようと試みている。

社会的アイデンティティとは、成員が、所属集団に対して抱く感情をともなった評価であり、成員の自己認知・自己感情に、当該集団の一員であることが及ぼす過程として捉えられる。本論は、権威の手続きに対する公正判断と成員の社会的アイデンティティとの間に循環的影響関係を仮定することで、手続き的公正の意味と機能を統合的に検討している。本論では、この循環的関係の仮定に基づき 2 つの目的が設定される。

目的の一つは、手続き的公正の意味に関するものであり、関係性と道具性の 2 基準からなる手続き的公正の判断基準の解明である。関係性とは、権威が手続きを実行する際の姿勢・意図に対する評価であり、道具性とは手続きのもたらす利益性の査定である。もう一つの目的は、手続き的公正の機能とかわる手続き的公正のモデルを新たに構築することである。これらの検討を通じて、手続き的公正がひとを自己利益最大化を目標とする「個人」から、集団のために自己利益を抑制できる「成員」への変容を促がす作用をもつことを示している。

本論では第 1 章において問題設定の背景が記述され、続く第 2 章から第 5 章においては、4 つの実証的研究が展開されている。最後に第 6 章では総合的考察および結論が述べられている。4 つの実証研究は、いずれも国政（一部は市政）権威を対象に、およそ千人の有権者標本を用いた調査データをもとに、主として共分散構造モデリングや検証的因子分析を用いた解析を行っている。

第 2 章では手続き的公正の機能と意味の両面につき調査データをもとに検討している。検討の結果、手続き的公正の機能に関して、公正認知者の社会的アイデンティティのうち、特にプライドが、向集団行動に結びつく事実を見出している。また、手続き的公正の判断基準である関係性の重みが、公正認知者の集団同一視の程度によって変化することを見出し、これを解釈するため成員性動機仮説を提案している。

第 3 章では、手続き的公正判断の基準と成員性動機仮説に関して調査が行われ、あらたな知見を加えている。国政権威の手続き一般に対する公正判断では、第 2 章の結果が再確認され、高同一視者・低同一視者ともに関係性を重視していた。一

方、負担の明確な個別政策の手続き的公正では、低同一視者の基準が関係性から道具性に変化するという知見を報告している。低同一視者は、成員性動機をもつが、権威によってもたらされる新たな負担が、その成員性動機を低下させ、個人の利益に眼を向けさせる方向に変化する。高同一視者は、負担の有無にかかわらず関係性を重視するが、中同一視者の公正判断は、関係性・道具性以外の基準を用いてなされる割合が大きいことが判明した。さらに、社会的アイデンティティ側面のうち、集団に対する愛着が、手続き的公正の意味に影響を及ぼすことが明らかになった。

第4章の実証的研究では、離脱が困難な集団においては、公正認知者の同一視の程度と関係性基準の重みにU字関係が見られ、それが頑健な現象であることを見出している。同時に、負担の明確な個別政策では、低同一視者の公正基準が、時間経過によって変化する可能性を示している。

第5章の実証的研究では、手続き的公正モデルの検討を通して、手続き的公正の機能に関する新たな知見を得ている。そのうち、最も重要な知見は、次の2点である。一つは、手続き的公正が、成員の自己利益最大化欲求を抑制するということである。もう一つは、手続き的公正が、権威への権限委譲を促進するうえで必要不可欠であるということである。手続き的公正は、その意味の面からも機能の面からも、独自の心的過程を持っているといえる。さらに本論文は、手続き的公正に関連する社会的アイデンティティの側面のうち、集団への愛着が、権威の手続きと成員の行動を媒介する重要な要因であることを見出だしている。愛着は、権限強化においても有効な媒介変数であり、成員の幅広い行動・認知に影響すると考えられる。

第6章では、第2章から第5章で得られた実証的知見を統合的に議論するとともに、結論を述べている。同時に、関連分野から見た本論の位置づけ、ならびに今後の研究の方向性について言及している。

論文審査の結果の要旨

手続き的公正は、司法・政治・組織から教育現場や家庭にいたる多くの場面で、成員の内集団行動に影響を及ぼすことが知られている。手続き的公正は集団や組織を律する上で重要な機能を持つが、その心的過程を実証的に検討した研究は少ない。

本論文において、論者は集団を構成する成員が権威（リーダー）の決定をどのように受容するのかを、手続き的公正の意味と機能の検討を通して詳細に検証している。手続き的公正とは、集団において権威が成員に影響を及ぼす決定をなす場合、その決定にいたる過程や手続きに対して、成員が抱く公正判断である。手続き的に公正な権威によって率いられた集団においては、成員はその権威を是認・支持し、不利な決定であってもそれを受け入れることが知られている。

論者によれば、手続き的公正は意味と機能の両面から理解することが重要であるという。手続き的公正の意味とは、成員がどのように権威の手続きを査定するかという問題であり、一方、手続き的公正の機能とは、権威の手続きに対する公正・不公正の判断が、成員の社会行動にどのような影響をもたらすかという問題であるという。この意味と機能は、従来個別に扱われてきたが、論者によれば成員の社会的アイデンティティ（成員が、所属集団に対して抱く感情をともなった評価）を検討することにより両者を統合的に把握し得るという。すなわち、権威の手続きに対する公正判断と成員の社会的アイデンティティとの間に循環的關係を仮定することで、手続き的公正の意味と機能を統合的に検討することが可能であるという。本論では、この循環的關係の仮定に基づき、まず、手続き的公正の意味に関わる判断基準が関係性と道具性の2基準からなることを明らかにしている。ここで関係性とは権威が手続きを実行する際の姿勢・意図に対する評価であり、道具性とは手続きのもたらす利益性の査定である。さらに、これらの知見をもとに、共分散構造モデリングの手法を用いて、手続き的公正の機能を包括的に表現する新たなモデルを構築している。

第1章では、手続き的公正の研究の歴史的背景が述べられ、問題点が整理されている。

第2章では、およそ千人の有権者標本について実施された国政及び市政についての調査データをもとに、手続き的公正の機能と意味の両面につき詳細な検討がなされている。機能についてはTylerたちが1996年に提案した社会的アイデンティティ媒介モデルの妥当性を検証的因子分析により再検討した結果、プライド変数（成員が所属集団に持つ価値評価）の媒介性が有効と認められたが、リスペクト変数（成員が集団内で取る位置の自己評価）の媒介は認められなかった。従って、論者は関係性と権威への服従を媒介する社会的アイデンティティはプライドであり、これが向集団行動に結びつくという新たな

事実を見出している。また、意味については、手続き的公正の判断基準である関係性の重みが、公正認知者の集団同一視の程度によって変わるという興味ある事実が共分散構造モデリングを用いた分析で報告されている。これは、手続き的公正と関係性の概念の分離を示す新たな知見で、これを解釈するため手続き的公正判断の心的過程を説明する成員性動機仮説を提案している。さらに、国政と市政の比較により、低同一視者の成員性動機にかかわる要因として集団離脱の困難さを指摘している。

第3章では、社会的同一視が手続き的公正判断に及ぼす影響が成員性動機仮説を踏まえて調査され、共分散構造モデリングの分析が実施されている。ここでは、負担の明確な個別政策における手続き的公正では、低同一視者の基準が関係性から道具性になるという興味深い知見を得ている。つまり、権威によってもたらされる新たな負担が低同一視者の成員性動機を低下させ、個人の利益に眼を向けさせる方向に変化するという現象を確認している。反対に、高同一視者では負担の有無とかかわらず関係性を重視するという結果も認められている。成員の集団に対する同一視の程度がいかに大きな影響力を有するかを解明した点に大きな意義が認められる。

第4章の実証的研究では、離脱が困難な集団においては、公正認知者の同一視の程度と関係性基準の重みにU字関係が見られるという知見を見出している。同時に、負担の明確な個別政策では、低同一視者の公正基準が時間経過によっても変化する傾向を持つことを見出している。論者はこれに、低同一視者は負担増加の時点で一時的に道具性を重視するが、負担がルーティン化し慣れてくると関係性重視に戻るという興味深い解釈を与えている。

第5章では、共分散構造モデリングの分析手法を用いた幅広い手続き的公正モデルの検討を通して、手続き的公正の機能に関する新知見を得ている。そのうち、最も重要でユニークな知見は、手続き的公正が、成員の自己利益最大化欲求を抑制するはたらきを持つことを確認したことである。さらに、手続き的公正が権威への権限委譲を促進するうえで必要不可欠であることも見出している。論者はこのように手続き的公正は、その意味の面からも機能の面からも、独自の心的過程を持っていると主張している。また、手続き的公正に関連する社会的アイデンティティの側面のうち、集団への愛着が、権威の手続きと成員の行動を媒介する重要な要因であることを見出している。論者は愛着が権限強化においても有効な媒介変数であり、成員の幅広い行動・認知に影響すると考えている。

第6章では、論者は第2章から第5章で得られたさまざまな実証的知見から、手続き的公正の機能と意味を統合的に考察することにより、手続き的公正が関係性とは異なる心的過程であること、また内集団過程において、手続き的公正が独自の役割を果たすことを検証している。これらの事実は先行研究では明らかにされていなかった新たな知見であり高く評価できる。同時に、関連分野から見た本論の位置づけ、ならびに今後の研究の方向性について言及している。

結論として、論者は手続き的公正が自己利益最大化を目標としがちな「個人 (a person)」を、集団のために自己利益を抑制できる「成員 (a member)」に作りかえうる、という大変ユニークな主張を展開し結びとしている。

本論文において論者が展開する手続き的公正の意味と機能にかかわる社会的アイデンティティの関与についての考察は実証的データを基礎に精緻な論考を重ねており、新知見についてもユニークな解釈を打ち出している。報告されている事実も大変興味深く、また重要なものであるが、いくつかの点でさらに吟味が必要であると考えられる。その一つは、方法論にかかわるものである。4つの実証的調査には主要な解析法として、最近注目を浴びている共分散構造モデリング法が用いられておりモデル構成を説得力あるものにしているが、反面、伝統的な記述統計量への言及が必ずしも十分とはいえない点である。もう一つは、離脱困難性の概念定義が必ずしも明確でない点である。これらは、今後の課題として残されている。しかしながら、本論で展開されている手続き的公正の意味と機能についての新たな知見、およびその機能的説明モデルの提案は、精緻な検証プロセスに支えられ十分な成功を収めており高く評価できる。上記の問題点は論者による今後の研究に期待したいと考える。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2003年11月26日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した事項について口頭試問を行った結果、合格と認めた。